

令和元年10月10日

第10回  
議事録

小国町農業委員会

## 令和元年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木)午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員(農業委員8名、農地利用最適化推進委員5名 計13名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	穴井 英雄
	7番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		後藤 信介
推進委員		二田水 宏一
推進委員		時松 達也

4. 欠席委員  
坂田敏之推進委員

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年第10回小国町農業委員会を開催いたします。10月1日付で農業委員となられました穴井英雄委員が今回の総会から出席となります。これで欠員がない状態で総会を行うこととなります。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 石松雄平委員、5番 穴井千年委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。1ページ目になります。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、

下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年 10 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 1 号の番号 1 です。土地の所在は上田、1 筆で、登記も現況も畑になります。面積が 69 m<sup>2</sup>です。権利の種別は、3 条による無償移転です。譲渡人、譲受人、以下の通りでございます。資料としましては、右上にその他資料としてあるものです。3 条の許可申請書の写しを付けております。1 ページ目の一番下に双方の話し合いによるという事で、無償での権利移動になります。譲受人の情報としましては、3 ページ、所有農地の面積の情報、それから 4 ページに現在の作付の情報と農機具の状況、それから農業歴、また今回農地を取得するにあたっての一番下に平均距離、それから移動距離と時間、50m で徒歩 1、2 分の所で、すぐ側の所の農地になります。あと、譲受人の家族構成は、5 ページに記載されているとおりでございます。6 ページに下限面積が載せてあります 3,000 m<sup>2</sup>は、今回は 9,122 m<sup>2</sup>でクリア出来ております。土地については、7 ページに登記簿の写しを付けております。権利の障害となるものはございません。それから、8 ページ等が現場の位置関係が分かる資料を付けておりますが、現場自体は、集落の中でございまして、現場の状況としては、10 ページを見て頂きたいと思っております。写真にあるような所でございます。地元農業委員さんとの立ち会い、推進委員さんとの立ち会いという事で、11 ページに確認書の写しを付けております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 　　8 月 30 日に事務局の方 2 人と会長の松岡さんと一緒に現場を見させて頂きました。場所は、先程、局長の方からお話がありましたとおり、名前が挙がっているから言いますが、〇〇さんの家のすぐ下にあたります。従来から、畑として利用していたのを譲りたいというか、明確な話が出来まして、売買の契約をする事になるという訳でございます。現在、写真で見ますように、若干、雑種地化しております。残地を利用して畑をしていきたいという本人さんの意向でございました。ご審議の方よろしくお願い致します。

議 長            それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長            それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

6      番            浄化槽が写真に写っていますが、これは土地のどれぐらいですか。半分までは占めてないのですか。

松本推進委員        浄化槽は、1/20 くらいです。全体面積のですね。今回の買収の面積では、土地の1/3 くらいになると思いますけども。

7      番            89 m<sup>2</sup>ですね。

松本推進委員        全体的から見ますと、3筆か4筆ございますので、全体から見ますとですね。今回の筆はこれだけでございます。

議 長            それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

議 長            全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議 長            次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長        引き続き、議案集の1ページ目になります。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年10月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号2になります。土地の所在は、大字宮原になります。議案集の2ページまでわたっておりまして、合計で田が10筆、畑

が 2 筆、12 筆になります。全体として、9,895 m<sup>2</sup>になります。権利の種別としては、同じく 3 条による無償移転になりますが、譲渡人、譲受人につきましては、親子関係になっております。資料につきましては、先程の別紙の方の 12 ページからになります。3 条の写しを 12 ページから付けておりますが、農業後継者に贈与するという形になります。15 ページに現在の営農の作物の状況、それから農機具の状況、そして農業歴が記載されてます。土地については、かなり集約された場所になっておまして、全体としては 16 ページに世帯構成があります。下限面積である 3,000 m<sup>2</sup>は、問題はありません。9,895 m<sup>2</sup>になります。それから、農地取得後の地域周辺との関係、役割等については 18 ページに記載されたとおりでございます。一連の土地の情報としましては、登記簿の写しを全て付けております。33 ページまでが登記簿の写しでございます。抵当権等の障害となるものはございません。それから、現場の状況ですが、自宅の前後の畑とあとは、35 ページに記載してあります、平面の地図でいいます所の圃場に集約された農地があります。36 ページ、37 ページに字図を付けさせて頂いておまして、場所と言えば分かりやすいのは、航空写真で 38 ページに自宅の前後の畑とあと、田が 39 ページの赤く囲った印を付けた所が該当します。現場の実際の農地の状況につきまして、写真を 40 ページから 42 ページまでです。それから、事前の現地確認の資料につきましても、43 ページに地元の農業委員さん、推進委員さんの確認の写しを付けさせて頂いております。以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 今月の 3 日の日に現地の確認に事務局の 2 名、それから麻生推進委員さんと 4 名で確認に行きました。先程も話が出てましたけど、親から子への贈与でございまして、経験年数が 30 年となっておりますので、何の問題もないと思いますが、よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 年齢の事なのですが、〇〇で〇〇歳と〇〇歳になっているが、  
〇〇歳くらいしか変わらないのですが。

2 番 〇〇です。

1 番 そうでしょうね。

事務局長 ご指摘の点は、事務局の方も書類のチェックで確認しました。  
今のご意見の通りです。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案  
のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定し  
ました。

議長 次に、日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定に  
よる許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の  
朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の2ページになります。下の方です。「農地法第3条の  
規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下  
記の農地の申請があったので審議を求める。令和元年10月10  
日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号は3になります。土地の所在は、黒淵の〇〇で、1筆で、  
地目が登記簿上で言うなら、畑、面積が6,552㎡のうち3,055  
㎡です。権利の種別は、3条による有償移転です。譲渡人、譲  
受人以下のとおりでございます。詳しくは、別紙の資料の44ペ  
ージからになります。3条の写しを付けてます。44ページの一  
番下の方に双方の話し合いによる有償移転という事で、今回の  
取引における価格の対価については、これは10aあたりの単価  
です。46ページが現在、譲受人の方の作物の情報、水稻、アス  
パラを作っている様子やしまして、農機具等については、ここ  
に書いてある通りです。また、母豚は600頭、それから農業歴  
は以下のとおりです。今回の農地の取得については、46ページ

の一番下の場所が 40 km、車で 50 分という事でございます。そして、47 ページに最終的に農地の取得後の面積については 14,434 m<sup>2</sup>という事で、下限はクリア出来ております。あと、周辺地域との関係、それから、地域との役割については、ここに書いてあるとおりでございます。今回、譲受人は法人になりますので、50 ページに法人の情報を付けています。売上等についても、直近の 3 年間の実績がここに記してあります。全てここは農業による収入が 3 年間、それから向こう 3 年後の収益の見込み、あと、51 ページからも法人の農業関係の情報で、名前、それから 52 ページに執行役員の農業従事の状態というのを付けるようになっていまして、あと 54 ページが株主名簿です。会社の〇〇の登記簿の写しが 55 ページです。それから、株式会社でございまして、定款を 56 ページから付けております。法人については、住所が町外になりますので、当該の農地の経営状況についての資料を 63 ページに付けております。主に、〇〇での農地を経営しています。今回の農地取得の登記簿の写しを 64 ページ、権利移動についての障害はございません。あと、66、67 が土地の情報でございまして、全部この総会の方でも、議案として取り扱いました農業用施設の転用というのがありましたけども、畜舎の転用の案件の裏手の場所になります。68 ページに現場の写真を付けております。それから、69 ページが農業委員さんと推進委員さんの事前確認の写しを付けております。以上で終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 　　10 月 3 日の日に事務局と推進委員さんの坂田さんと私で現場を確認させていただきました。現在は、採草地として利用されております。今後は、〇〇さんの方で、農地として活用するという事です。以上です。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 　　前回こういう話が出て数字的に半分くらいの面積が出ていますが、これ前回出た面積の残り全部という事ですか。

事務局 はい、そうです。

5 番 分かりました。

4 番 前も3条だったんですかね。

事務局長 前は、元々、農地を取得しての転用だったものですから、5条転用です。今回は、純粹に農地を取得するという事で3条です。

1 番 聞きたいのですが、妥当の価格はこんなに違うのですか。

事務局長 これは、事務局の方もひっかかりましたので、再度、委託先事務所の方にも問い合わせ、また当事者の法人に聞き取りをしまして、回答を得たのですが、間違いなく反あたりです。

時松推進委員 こちらは、すぐ入り口でしょう。すぐ左上でしょう。

事務局長 はい、そうです。道沿いといえば道沿いの便利がいい所です。

2 番 事務局にお尋ねですが、それなら、〇〇さんが〇〇の方をやめて全部こっちに持って来るとい事ですか。

事務局長 違います。経営の母体をこっちに移すという話ではございません。規模を拡大するにあたってリスク分散はあって、一極に集中すると、全てやられるというのがあったので、規模を拡大して新たな土地で探していたところ、こちらが見つかったという事です。〇〇地区が親豚の方で、こちらの方が肥育ですね。繁殖と分散して経営するという形。

1 番 もう〇〇地区は建ってますか。

事務局長 私達が前に行った時は、山を切り開いて、確保して、整地して、進入道路までは出来ていました。かなり進んでいます。建物は無かったと思います。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第5 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の3ページになります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第11項の規定により、下記の農地の申請があったので意見を求める。令和元年10月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号の番号1です。土地は大字北里になります。畑1筆で、登記簿原野、現況畑、面積は397,251㎡のうちの964.1㎡となります。申請人は、下記のとおりでございます。転用の目的は、パドック、休憩舎、堆肥舎等による農業用施設でございます。転用の理由ですが、肉用馬の放牧を行うにあたり、一定期間囲い込みのためのパドック等が必要となるためということで、あと、備考の欄ですけども、農振農用地の関係もございまして、農振法については、農業用施設としての用途区分の変更という手続きを現在やっておりまして、公告縦覧中という手続きをとっています。資料については別紙の70ページからです。4条の許可申請書の写しを付けております。登記簿の写しを72ページから、会社自体の法人の資料が72ページからになっています。株式会社の定款を74ページ、それから登記簿も付けています。今回については、自らの土地の所有する農地についての資料でございますので、4条ということでございます。事業計画としまして、110ページを開いて下さい。肉用馬の肥育を行うということで、パドック等の施設設置が必要となりました。馬の肥育を行うにあたり、体調管理や品質向上のため、一定期間囲いこむためのパドック等の施設が必要となるということでございまして、計画概要としましては約25haのエリアにおいて、

今後、肉用馬の肥育を計画します。肥育頭数は25頭程度として、基本は放牧として行います。1歳を過ぎた馬を北海道より搬入し1年半程度の肥育期間を経て、熊本小国産馬として販売を致しますということでございます。給排水計画につきましては、国有林内の水源地より送水管を埋設し自然流下での給水を計画していますということです。それから、生活排水には該当しません。汚水については、敷地内に溜まる汚水等は貯留施設を設け適切に処理します。それから、雨水についても敷地内に排水溝を設けパドック内への侵入を防ぎ、所有地内にある私道側溝に導水します。被害防除計画についても、造成時は細心の注意を払って土砂等の流出が無いよう注意して施工しますということと、安全管理に努めますということです。それから、111ページに資金計画がございしますが、今回も農業用施設については、概ね、事業費が〇〇で自己資金での対応になります。現場の方は、112ページの黄色く色が付けてある所が全体の公告するエリアでございまして、その中の一部が、パドックの施設になります。117ページにそのパドックの平面図、こういった形で設置されるかというのが記載されています。イメージとして、117ページのような形に出て、25頭をつないでつなぎこむ形になります。それから断面図として、119ページにパドックの断面図を付けております。馬ということで、家畜排泄物処理法の法律というのが適用になるとということで県の畜産の方の2人が現場立ち会いをしております、その行政指導の中で、ある一定の規模以上の牛とか馬を飼う場合は、堆肥舎等についても、行政指導として整備して下さいと、義務ではありませんけど、出来ればそういうように努めて下さいという指導が現場でありまして、今回、〇〇の方は堆肥舎もここで作るということで、要求しています。あと122は、その設置費の裏付けとして通帳の写しを付けさせていただいております。123ページです。それから今回の設置費の見積もりの根拠は、124ページからが法人への見積書の写しを付けさせていただいております。現場の様子は128ページにあります。それから、129ページ。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

6 番 10月3日に松岡会長と地元推進委員の後藤さんと私とそれから、事務局の2名と現場立ち会いを行いました。現場は、農振農用地にということで馬のパドックなど農用施設に用途区分の手続きを行っている最中と聞いております。また、農地法での転用は、馬のパドックや堆肥舎であります。あくまで農業用の施設であり、事業計画、資金面などからは、本申請は問題ないかと思われ。どうかご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 質問じゃないんですけど、書類について、もうこれ〇〇さんの土地なんですよ。それになぜ、謄本の写しがいつまでも付くのかなと思ってですね。

事務局長 転用手続きする場合は、その土地の情報を付けなくてはいけないということで、添付してもらっています。

5 番 この128ページの写真の一番上ですね。この建物があるのですが、前からあったものですか。

事務局長 写真の一番上で、人がいっぱい写っている所ですね。前から建物はあったんですけども、少し手を加えて新しくなっている感じはあります。

5 番 譲り受ける前からあったのですか。

事務局長 ありました。

5 番 草やら農業機械やら入れていた所ですか。

事務局長 いや、違います。前から置いてある感じですか。

時松推進委員 温水は出ていますか。

事務局長 掘削の方がまだ今からですので、掘削の温水を利用すると、本来の目的です。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第6 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の2ページになります。「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。令和元年10月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第3号の番号1です。土地は宮原、〇〇になります。田が2筆で、面積が合わせて2,383㎡になります。権利の種類は、所有権移転になります。譲渡し人、譲受人、以下のとおりでございます。転用の目的は、車庫、営業所ということです。詳しくは別紙の131ページからになります。分かりやすいところで言うと、譲受人の方は、法人でございますので、会社の登記簿謄本と会社の定款を付けさせていただいております。土地については、権利移転の障害となる抵当権等はありません。事業計画ですが、141ページになります。小国町は、大津町の本社倉庫と大分の工場との中間地点となるため、定期路線の基地となるのに適地である。また、JA阿蘇小国郷の隣接地のため肥料等の在庫管理にも都合がいいということで、大型トレーラーの旋回等にはかなりの広さが必要であり、これだけの広さの土地を確保できたことから、今回の申請地を選定しましたということで、事業の概要としては、車庫棟が2棟、804㎡、駐車場が693㎡、旋回場・洗車場等が1,699㎡ということです。あと、給排水計画、それから被害防除計画は下記の通りでございまして、

資金計画としましては、土地買収費、車庫、事務所などの建設費で、借入が記載されております。場所については、字図、図面等が付けておりますが、145 ページを見ていただきたいと思っております。赤く実線で囲んである所が、今回の対象となる農地でございます。その部分を波線等でトレーラーとか、ロングのトラックの配車位置が記されていると思っております。左側の方はもう既に雑種地になって、アスファルトの舗装の方を行っております。今回、手続きをするのは、この赤い実線の方になります。それから先は、配置図等の図面の説明になりまして、排水同意書が 151 ページに付いております。それから、資金の裏付けとなる融資金については、152 ページに融資証明願ということで、審査のうえ適格と認めた場合は、融資に必ず用意があることを証明しますということで、〇〇の写しが付いております。これについては、融資限度額ということになっております。それから、土地の売買に対する契約書の写しが 153 ページに付けてあります。施工、工事費の見積もりについては、156 ページから見積書の写しを付けております。今回の農地転用につきましては、第 2 種農地の転用ということで、代替検討表というのを付ける義務がございまして、158 ページに 4 カ所、土地を検討した結果、総合的な判断をして、その土地を選んだという土地代替性検討表というのを 158 ページに付けております。現場の状況については、160 ページに写真を添付しております。それから、地元農業委員さん、推進委員さんとの現地立ち会いということで、事前立ち会いを 161 ページに写しを付けております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 　　10月3日の日に、事務局の2名、麻生推進委員さんと4名で現地確認に行きました。場所は、〇〇の裏というか横になるんですかね。それと、〇〇みたいなものが前あった所で、今までも農地とかにおいて、不作付地として何回かあがったことがあります。ここは、農振農用地ではありませんし、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

事務局 長 一つ補足がありました。紙 1 枚の別紙がありますが、会社から町長宛に文書が届いていますので説明します。今回のこのケースについては、借り手の開発工事ということで、まちづくり条例も関係してきます。まちづくり条例の立場から、近隣住民への同意ということで、同意の書類を会社から町に出したものが、うちの方で添付しております。近況としましては、今この該当地区建設の周辺でこういう説明を行いましたということですので。了承ということになってますけども、引き続き、もう少し広い範囲で同意をとってもらうような話を町づくり条例サイドとしては、業者に話をしているそうです。前向きに出来るだけ住民から反対等が出ないようにするというので、農業委員会としては、農地に直接、隣接する水利とか、隣接する土地とか、営農に障害がないとか、そういうことの部分での観点の同意はありますけども、この部分は町づくり条例の方で、おさえさせていただきます。以上で補足の説明を終わります。

2 番 農地というのは、農業者以外は買えないとかいう農地法というのがあって、私も農業委員になった当時はなんの為の農地法か。農家を雁字搦めにして、土地を宅地化出来ないとか、開発出来ないとかいうようにしてあったのが、前は、今までの住宅関係での5条は、小さい規模だったからですね。あともう1つ5条でするのは、前回はあったのが農家の所がまた畜舎を作るとか、農家だったから良かったんですけども、今度の場合は、農家から非農家に売買して、その非農家が車庫を作るということで、5条はいいのでしょうか。いいから、議案になっているのでしょうか。

議 長 5条許可の趣旨に合っているかどうかということですか。

事務局 長 お答えします。少し混同しがちというか、所有権だけに移転して、農地を農地として営農続ける場合は、小国町農業委員会の許可案件の3条です。それから、農地ではないものに転用する場合の許可は県が出します。ということで、農地ではないものにする場合は、改めて農業委員会の方で審議して、許可相当

という意見であれば、県が現場を確認して農地ではないものに転用することができるということで、農地法5条4条については、農家である条件は全くございません。

2 番 それなら、今回は結局、車庫になるけれども、私達の決定は所有権の移転が妥当であるという判断をしいんですか。

事務局長 そこも説明させていただきます。転用の場合は、視点が少し違いまして、そもそも農家じゃない方が農地を取得して、違うものに転用するわけですから、まず転用の目的自体が妥当かということから、議論していくことになります。なのでそれは、資金の裏付け、本当にそれを違うものにするという根拠があるかどうか、それから転用するということは、周辺に影響を及ぼしますので、周りが全部、農地の中にポツンと建物が建つとか、ということになると県が許可を出しません。地域の条件です。先程、少し事務局から言いましたけど、第2種農地のその他のという表現を私がさっき言いましたけど、あそこの周辺に建物が全部建っているし、住宅街の中に囲まれた農地です。通常こういう場合は、第2種農地という言い方をしています。都会でいえば、バイパスとかの道並びに市街化区域といってどんどん家が建ってきている所は、逆に農地法の規制をすると開発が遅れますので届出制だけでいいとなっています。それに似たような場所は、第2種農地のその他の農地ということで、今回の場所は、農振農用地のような何十年も守らないといけないような位置付けの農地ではございません。そういうのを判断して、許可は妥当か不当かをここで判断するという流れになります。だから、営農することで許可を判断することとは全然違います。

2 番 第2種農地だからということですよ。それで結局は、許可は県がするわけですよ。だから、私達は何をすればいいのですか。

事務局長 会長が最後に許可相当であれば県に進達しますという言葉で、議事を閉めていると思いますが、あくまで県知事は、小国町農業委員会の許可相当であるというこの総会の議決をとって意見書というのを出します。

議 長       なので、疑問に思う時は県からまた返ってくると思います。もう一回審議してくれませんかということで、一度、県に直接言ったことがあるんです。だから県も、地元の農業委員会で判断して下さい。だから、その場合は総会で、大衆が色んな反対意見があったりすると、本当にこれは許可相当だったんですかということを探ねてくると思います。

2     番       あとは、第2種農地であるということとその決定じゃなく、県の判断ということですね。

議 長       だから、決定は許可相当として県にあげますということを経後に言ってます。

2     番       なんで許可相当かと言ったら、結局、第2種農地だから、農地としてそんなに必ずしも守らなければいけない農地でもないという判断ですよ。

議 長       色々な事についてここで十分、審議しましたということです。

事務局 長       あと、事務局で少し補足しますが、直結したこの議案ではないんですけど、近いうちにそういう案件が出てきますので、補足しておきますが、農地というのを判断した時に小国町では、農用地と第1種農地と第2種農地のこの3つくらいの農地区分しかありません。第1種農地というのは、公共事業を入れて圃場整備をしたり、一体的に10町くらいある農地です。そういう一体的な農地の団地化されたのは、第1種農地だから基本的には転用は出来ません。それと、前から言う農用地というのは、計画見直しという議論も多くありますけど、今の所、守るべき農地が農用地です。それと、先程言ったようなこういう所が第2種農地です。

2     番       それなら、農用地に農振地域の被ってある地域もある訳ですよ。それについては、ある程度、申請すれば外れるということですよ。

事務局 長       それで、農振農用地というその農用地に入っている所で、過去にもあり、近々出てくる案件もあります。それで、住宅関係

とかで、農振農用地に入っておいてどうしても家を建てないといけないという時に、ここの総会で、ここ2ヶ月くらい前に上田の案件があったと思いますけど、そこは農振農用地です。しかし、場所によっては端部ですね。そもそもこれが本当に、これから先守らないといけないかという議論があるような場所は、個別に県の方と協議が絶対的にないという訳ではなくてでね。うちとしては、町民のためにも努力をしないといけないからということで、稀に現場を見て、外すことが出来そうな部分については、農用地から除外するという手続きをとって、この総会で転用するというのが稀にあります。

2 番 上田の例は、あそこは第1種農地ですか。

事務局長 第1種農地じゃないです。

2 番 普通の農地で、農振が被っているんですか。

事務局長 農用地に入っているんです。全く圃場整備していない。周りは国道、裏は町道、住宅に囲まれた、なぜか当時、農用地に入っていた。ただ、中山間補助金には入っていた。それで、恩恵は受けているんです。なので、中山間補助金に入っている場合は、もちろん補助金なんかも手続きがつきますよね。それでも家を建てたいと言って、理屈に合った法的な手続きが出来れば、除外出来る案件がございます。なので今後、第2種農地だけが転用にあがるという訳でもございません。稀に農用地内もあがってくる可能性もあります。

3 番 関係ないかもしれないんですけど、多分、駐車場になっている所でしょう。それで、農地法の許可なくそういうふうにしても普通にいいんですか。

2 番 そこはもう外してあるんじゃないですか。赤の印がありましたよね。

3 番 そこは、外してあるんですね。他の土地の所。分かりました。

事務局長        今の説明を確認しますと、雑種地といっても地目が該当しない適用外なので、あえてそこは線を引いて農地の部分だけです。今回は案件になりました。

議長            それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長            全員賛成ですので、議案第3号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長            次に、日程第7 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長        議案集は、最後のページの5ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地の利用集積計画の決定について意見を求める。令和元年10月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第4号で、番号1。まず土地の所在は、上田になります。筆が6筆で面積は、12,208㎡になります。利用権設定する者、それから利用権設定を受ける者、以下の通りでございます。利用目的は田で、10年間で、全部で〇〇kgということです。この件については、今回は、利用権設定を受ける者が公社ですけども、また公社から受け手にあてがってのこの手続きということになっています。資料の方は、162ページからになります。163ページに利用権設定の公社とのやり取りの資料を付けております。それから、関係資料として、165ページに物納承諾書というのが公社の場合ありますので、この資料を付けております。

次に、番号2の方になります。土地の所在は、黒淵になりまして、1,745㎡で、これも利用権設定する者、受ける者、以下の通りでございますが、利用の目的は田で、期間は3年、別紙の方は、最後の166ページになります。同じく、新規の貸し借りでございまして、受け手は〇〇の方になります。男、〇〇歳で、

従事日数は 300 日、米とほうれん草をしています。以上で説明を終わります。

議長            それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1            番            先程の上田の件ですけど、ここは長男がいるんですけど、しないのでしょうか。農業公社に貸すということになれば。

事務局長        その方は、年金がらみがありまして、既に 10 年間。ご家族の方に 10 年間で経営移譲して年金をもらうという形になっていたんですけど、ここにきてまた新たに違う方に耕作してもらうような話がきてます。ただ、その前に一回、間に公社を入れないと、所有者の不利益になりますので、今回、公社を挟みまして手続きしています。

4            番            では、借りるこの方の書類は出さなくていいのですか。公社の方と取引されているから、作ってくれる方の分は書類を出さなくていいのですか。

事務局長        現段階では、あくまで貸し手と公社のやり取りだけで、農業委員会の総会にはかけられております。次の手続きとしては、公社が次の受け手、そのやり取りを公告縦覧という形ですので、総会の議案にはなりません。それをすることで 2 ヶ月間かかります。持ち主と公社との農業委員会の総会、今度は公社と受け手の公告縦覧。大体、2 ヶ月かかるんです。

3            番            ただ、誰が作っているというのは、この書類だけで分かるのですか。作り手が分からないわけでしょう、農業委員会には。

事務局長        分からないですね。

3            番            この最後のこれで分かるんでしょう。

事務局            正式な書類に名前は、公告縦覧が終わらないと出てこない形です。

3 番 分かりました。

議 長 それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第10回総会を閉会致します。

令和元年第10回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

5 番